

(地域内フィーダー系統)

地域公共交通計画の別紙（地域内フィーダー系統）

令和 8 年 月 日

（名称） 広陵町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

広陵町の公共交通は、町唯一の鉄道である近鉄田原本線の箸尾駅、バス路線としては、①広陵町の東部を南北に縦断する高田・平端線、②中央部を通過する高田・竹取公園行き、③西部を走る王寺・五位堂駅行き、五位堂駅・馬見丘陵公園行き、五位堂駅・馬見南二丁目行きがあるが、このうち、①東部地区を走る唯一の路線である高田・平端線が利用者の減少によって平成21年2月末で休止となった。また、これ以前にも、南東部地域の路線バスが廃止になり、在来地域の交通弱者及び高齢者の交通手段の確保が最重要課題となった。

真美ヶ丘ニュータウン地域についても、路線バスは比較的充実しているが、公共施設の多くが在来地域にあるため、町内のアクセス手段が課題となっていた。

こうしたなか、廃止路線やバス運行休止路線地域を中心として、平成21年4月から、運賃無料のコミュニティバス「広陵元気号」の運行を開始した。当初は、前日までの予約が必要となる「予約型乗合自動車」として運行していたが、平成24年2月に「定時定路線運行」に変更した。平成25年2月には運行ルート、ダイヤ及び車両の見直しを行ったが、その後もさらなる利便性向上を望む声が多く寄せられていた。

また、路線バスについても、町内と近鉄大和高田駅を結ぶ上記②路線の利用者が減少し、維持が困難であるという状況を受け、平成26年10月からは赤字部分を関係市町で負担することで、運行を維持している。

このような状況を踏まえ、鉄道・バス・タクシーの各公共交通が連携して、まちづくりと一体となった公共交通の構築に取り組むことが必要であると考え、広陵町の公共交通のマスタープランとなる「広陵町地域公共交通網形成計画」を平成28年5月に策定し、これに基づき、平成28年10月1日から広陵元気号を有料化した上で本格運行を開始した。

平成30年度には、運行に係る効果検証を実施した結果、大幅な見直しが必要となったことから、令和元年10月1日から新たな運行計画で運行を開始した。

新たな運行計画での運行による利用実態及び利用者要望を踏まえ、令和3年10月から南部支線を再編し近鉄大和高田駅行きを増便した。

令和4年3月には、本町の公共交通施策のマスタープランとなる「広陵町地域公共交通計画」を策定し、既存の公共交通の維持・確保に加え、新たに自家用有償旅客運送及び病院の送迎バスなどの多様な移動手段との連携を図り、「～笑顔で出かけられるまち～」を将来像として掲げ、実現をめざすこととする。

今後も広陵元気号を運行していく上で、大幅な運行赤字が生じることが想定されるが、公共交通での外出を確保することでクロスセクター効果が発揮されることや、高齢化の進行とともに、必要性もより一層高まることから、地域公共交通確保維持改善事業として実施する。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

令和3年度に策定した広陵町地域公共交通計画に基づき、広陵元気号の利用目的別利用者（令和2年度の実績：通勤・通学（駅）：15,016人、商業施設：13,103人、病院：903人、公共施設：13,575人）及び運賃収入（令和2年度の実績：3,878,050円）の約20%増、収支率7%（令和2年度の実績：6%）、町民一人当たり負担額1,444.0円以下（令和2年度の実績：1,451.0円）を目標とする。

直近の実績（令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで））は、広陵元気号の利用目的別利用者は通勤・通学（駅）：17,110人、商業施設：13,001人、病院：1,173人、公共施設：17,047人であり、運賃収入は5,880,920円、収支率は17.9%、町民一人当たり負担額は770.0円となっている。

（広陵町地域公共交通計画 P56 参照）

(2) 事業の効果

ア、広陵元気号 中央幹線

広陵町の中央部を南北に縦断し、「近鉄高田駅」から「はしお元気村」までを運行し、住民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に必要な移動が確保される。

イ、広陵元気号 自家用有償旅客運送

リアルタイム予約型の自家用有償旅客運送により、広陵町内全域の公共・商業施設、各区・自治会内のリサイクルステーション等に設置する乗降場所、コープなんごう（大和高田市）及び当町が組合立で設置している国保中央病院（田原本町）を運行し、住民の買い物、通院等の日常生活に必要な移動が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 地域公共交通ネットワークの構築（広陵町・交通事業者・社会福祉協議会）
- ・ 奈良交通路線バスのあり方検討（広陵町・交通事業者・住民等）
- ・ 近隣自治体等との広域連携（広陵町・交通事業者）
- ・ 新たな移動手段の導入（広陵町・社会福祉協議会・交通事業者）
- ・ 情報発信及び住民意見の把握（広陵町・交通事業者・民間事業者・地域住民）
- ・ モビリティ・マネジメントの実施（広陵町・交通事業者・地域住民）
- ・ 商業施設との連携（乗り入れ、ポイントカード制度拡充等）
- （広陵町・交通事業者・民間事業者）
- ・ 利用環境の整備（広陵町・交通事業者・民間事業者）
- ・ ICT等を活用した移動手段の利便性向上及び普及活動（広陵町・交通事業者・民間事業者）
- ・ 運転免許自主返納の促進（広陵町・交通事業者・民間事業者）
- ・ まちじゅう図書館事業（広陵町）

（広陵町地域公共交通計画 P37～53 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

「表1」のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

広陵町から運行事業者への運行委託料については、運賃収入を運行経費から差し引いた額を負担することとしており、令和8年度の費用予定額は60,881千円となっている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・ 予約管理システムによる利用状況把握（自家用有償運送）
- ・ 乗務員による利用者数把握（中央幹線）
- ・ 運行委託経費の把握（中央幹線・自家用有償運送）

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
「表 5」のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
現在、自家用有償旅客運行に用いている運行車両 3 台（1 日の運行台数は 2 台であり、3 台でローテーションしている）はトヨタハイエースコミュニーター（乗車定員 14 人）であり、3 台の平均走行距離が 30 万 km を超えている。また、現行車両が中型車両であることから、道路交通法上の交通規制により、進入できない箇所が町内に存在することや、住宅密集地などで狭あい道路も多数存在することから、現在の運行形態では充分に行き届いたサービス提供が困難となっている。加えて、運転手確保の観点でも、中型二種以上の免許取得が必要であることから、運転手が不足しており、柔軟な勤務態勢や効率的な運行を行うための支障となっている。 そのため、令和 8 年 10 月から普通免許で運転可能な普通自動車（乗車定員 10 人）を導入することで、運行サービス水準の向上及び運転手の確保を図る。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
令和 3 年度に策定した広陵町地域公共交通計画に基づき、広陵元気号の利用目的別利用者（令和 2 年度の実績：通勤・通学（駅）：15,016 人、商業施設：13,103 人、病院：903 人、公共施設：13,575 人）及び運賃収入（令和 2 年度の実績：3,878,050 円）の約 20% 増、収支率 7%（令和 2 年度の実績：6%）、町民一人当たり負担額 1,440.0 円以下（令和 2 年度の実績：1,451.0 円）を目標とする。 直近の実績（令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで））は、広陵元気号の利用目的別利用者は通勤・通学（駅）：17,110 人、商業施設：13,001 人、病院：1,173 人、公共施設：17,047 人であり、運賃収入は 5,880,920 円、収支率は 17.9%、町民一人当たり負担額は 770.0 円となっている。 （広陵町地域公共交通計画 P56 参照）

(2) 事業の効果
現行車両が中型車両であるため、交通規制により進入できない箇所があることや、住宅密集地で道路が狭いなどため必要な箇所に乗降場所を設定できていない等の課題があるが、本課題について、車両の小型化により解決することが可能である。 また、車両小型化により、普通自動車免許で運行可能となるため、運転手確保の観点からもタクシー運転手でも運行可能となり、運行受託者における運転手調整も現状よりは容易になる。 これらのことから、車両小型化により、従前と比較し、より住民ニーズに沿った運行が可能となる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
「表 10」のとおり。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和6年5月17日 第46回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・令和5年度広陵町地域公共交通活性化協議会決算（案）について
- ・令和5年度広陵町地域公共交通活性化協議会事業報告（案）について
- ・令和6年度実施事業の進捗報告について（報告）
- ・広陵町地域公共交通活性化協議会規約について（報告）

令和6年6月25日 第47回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・地域公共交通計画認定申請（案）について
- ・広陵町地域公共交通計画の中間評価について

令和7年1月17日 広陵町地域公共交通活性化協議会開催（書面決議）

- ・令和6年度分の地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）について書面決議の案内

令和7年2月7日 第48回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・広陵元気号中央幹線の再編について（地域公共交通計画変更届について）
- ・広陵元気号の利用状況を含む公共交通施策の現況について
- ・のるーと広陵元気号の車両の取得について
- ・令和6年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

令和7年3月26日 第49回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・令和7年度広陵町地域公共交通活性化協議会予算（案）について
- ・令和7年度広陵町地域公共交通活性化協議会事業計画（案）について
- ・地域公共交通計画変更認定申請について（車両減価償却費等国庫補助金）
- ・地域公共交通利便増進実施計画変更届出について
- ・シェアサイクル事業の実施について（報告）
- ・陣痛タクシーサービス事業の実施について（報告）

令和7年5月20日 第50回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・令和6年度広陵町地域公共交通活性化協議会決算書（案）について
- ・令和6年度広陵町地域公共交通活性化協議会事業報告書（案）について
- ・のるーと広陵元気号の車両の取得について（報告）

令和7年6月13日 第51回広陵町地域公共交通活性化協議会開催（書面決議）

- ・地域公共交通計画認定申請（案）について

令和8年1月16日 広陵町地域公共交通活性化協議会開催（書面決議）

- ・令和7年度分の地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）について書面決議の案内

令和8年3月26日 第52回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・令和8年度広陵町地域公共交通活性化協議会予算（案）について
- ・令和8年度広陵町地域公共交通活性化協議会事業計画（案）について
- ・広陵町地域公共交通計画の改定について
- ・地域公共交通計画変更認定申請について（車両減価償却費等国庫補助金）
- ・妊娠婦等タクシーチケット交付事業（第二弾実証実験）について（報告）
- ・令和7年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について（報告）

19. 利用者等の意見の反映状況

○広陵町地域公共交通活性化協議会には、利用者代表として商工会、町議会、区長・自治会長会、老人クラブ連合会、婦人会から各1人、合計5人参加している。

○以下のような公共交通に関するアンケート調査を実施した。

《住民アンケート調査①》

- ・調査対象：15歳以上（中学生を含む。）の広陵町在住者、2,000人
- ・調査方法：郵送配布・回収
- ・調査期間：平成30年10月16日から10月31日まで

《広陵元気号利用者アンケート調査》

- ・調査対象：広陵元気号の利用者292人
- ・調査方法：職員による聞き取り及び車内配布・回収
- ・調査期間：平成30年10月18日から10月31日まで

《住民アンケート調査②》

- ・調査対象：15歳以上（中学生を含む。）の広陵町在住者、2,000人
- ・調査方法：郵送配布・回収
- ・調査期間：令和3年11月19日から12月28日まで

《住民ワークショップ①》

- ・実施回数：3回
- ・実施日：平成31年1月26日（13人）、平成31年2月16日（13人）

平成31年3月9日（10人）

- ・参加者募集方法：上記住民アンケート調査①内で希望者を募った。

《住民ワークショップ②》

- ・実施回数：3回
- ・実施日：令和4年8月6日（12人）、令和4年8月27日（10人）

令和4年9月17日（8人）

- ・参加者募集方法：上記住民アンケート調査②内で希望者を募った。

○本計画策定に当たっては、パブリックコメントを実施し、意見の提出はあったが、計画へ反映する内容ではなかったため、意見の反映はしていない。

20. 広陵元気号の大和高田市、田原本町における位置付け

大和高田市における広陵元気号の位置付けとして、①広陵元気号中央幹線、②のる一と広陵元気号（自家用有償旅客運送）が運行を行っている。①については広陵町住民の生活交通として必要なものであり、大和高田市にも停留所を設置しているものの近鉄高田駅停留所のみであり大和高田市住民の利用は想定していない。②については、コープなんごうに乗降場所を設置しているものの、広陵町民が買い物等で利用するためのものであり、大和高田市民の利用は想定していない。このことから、大和高田市は費用負担をしておらず、大和高田市地域公共交通計画に補助対象系統として位置付けるものではない。

田原本町における広陵元気号の位置付けとして、のる一と広陵元気号（自家用有償旅客運送）が運行を行っている。田原本町に乘降地点を設置しているものの広陵町住民が国保中央病院へ行くためのものであり、田原本町住民の利用は想定していない。このことから、田原本町は費用負担をしておらず、田原本町地域公共交通計画に補助対象系統として位置付けるものではない。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1

（所 属）広陵町役場企画総務部総合政策課

（氏 名）前田 凌佑

（電 話）0745-55-1001

（e-mail）sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp